

議案第 8 号

被災者減免税条例の一部を改正する条例

令和 6 年 3 月 6 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

今回の能登半島地震の際に総務省より改めて通知のあった「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（各都道府県知事あて自治事務次官通知）を受け、現行条例と比較し、減免の区分が少ないものや規定内容について不明瞭な部分、減免区分を明確にするため、この条例案を提出するものです。

## 被災者減免税条例の一部を改正する条例

被災者減免税条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「で合計所得金額が1,000万円以下である者」を削り、「率」を「割合」に、「10割を超えるときは10割とする。」を「10分の10を超えるときは10分の10とする。」に改め、同条第1項の表を次のように改める。

減免の原因となる事項	軽減または免除の割合
1 死亡したこと。	全部
2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなつたこと。	全部
3 障害者（法第23条第1項第10号又は第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となつたこと。	10分の9
4 重傷（治癒に2月以上を有し、又は多額の治療費を要する負傷で、障害者とならない程度のもをいう。以下同じ。）を負うこととなつたこと。	10分の6

第2条第2項中「率」を「割合」に、同条の表中「4割」を「10分の4」に、「3割」を「10分の3」に、「2割」を「10分の2」に改め、同条第3項を次のように改める。

町民税の納付義務者（法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は、第292条第1項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害保険賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。）が1,000万円以下であるものに対しては、当該納付義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該被害を

受けた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の町民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について、同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる割合を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	合計所得金額		
	500万円以下であるとき	500万円をこえ750万円以下	750万円をこえ1,000万円以下
	軽減率		
1 10分の5以上のとき	全部	2分の1	4分の1
2 10分の3以上10分の5未満のとき	2分の1	4分の1	8分の1
3 住家が3日以上にわたる床上浸水等により損傷を受け3割以上5割未満の価値を減じたと認められるとき、又は家財家具の全てが流失、埋没若しくは焼失したとき	10分の6	10分の2	10分の1
4 3の場合を除き住家が床上浸水を受けたとき、又は家財家具についてその価額の4割以上の価値を減じたと認められるとき	10分の4	10分の1	

同条第4項中「当該率を加えて得た率（その率が10割をこえるときは10割とする。）」を「当該割合を加えて得た割合（その割合が10分の10を超えるときは10分の10とする。）」に改め、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「第2項及び第3項」に改める。

第3条の表以外の部分中「率」を「割合」に改め、同条の表を次のように改める。

損害の程度	軽減または免除の割合
1 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上である場合	全部
2 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満である場合	10分の8
3 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満である場合	10分の6
4 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満である場合	10分の4

第4条の表以外の部分中「率」を「割合」に改め、同条の表を次のように改める。

損害の程度	軽減又は免除の割合
1 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない場合又は復旧が不可能な場合	全部

2 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたと認められる場合	10分の8
3 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたと認められる場合	10分の6
4 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたと認められる場合	10分の4

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の被災者減免条例は、施行日以後に発生した災害による被害に係る減免について適用し、同日前に発生した災害に係る減免については、なお従前の例による。



減免の原因となる事項	軽減又は免除の割合
1 死亡したこと。	全部
2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなつたこと。	全部
3 障害者（法第23条第1項第10号又は第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となつたこと。	10分の9
4 重傷（治癒に2月以上を有し、又は多額の治療費を要する負傷で、障害者とならない程度のものをいう。以下同じ。）を負うこととなつたこと。	10分の6

2 町民税の納税義務者で合計所得金額が750万円以下である者の同居の扶養親族（法第23条第1項第7号若しくは法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は、法第23条第1項第9号若しくは第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。以下本項において同じ。）が災害により死亡し、若しくは重傷を負い、又は

減免の原因となる事項	合計所得金額		
	500万円以下	500万円をこえ750万円以下	750万円をこえ1,000万円以下
軽減率			
1 死亡したこと。	10割	10割	6割
2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなつたこと。	10割	10割	6割
3 障害者（法第23条第1項第10号又は第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となつたこと。	9割	9割	5割
4 重傷（治癒に2月以上を有し、又は多額の治療費を要する負傷で、障害者とならない程度のものをいう。以下同じ。）を負うこととなつたこと。	6割	4割	2割

2 町民税の納税義務者で合計所得金額が750万円以下である者の同居の扶養親族（法第23条第1項第7号若しくは法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は、法第23条第1項第9号若しくは第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。以下本項において同じ。）が災害により死亡し、若しくは重傷を負い、又は



額（法第314条の2の規定がある場合には、その適用前の金額とする。）法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。）が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該被害を受けた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の町民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について、同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる割合を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	合計所得金額	500万円をこ	750万円をこ
	500万円以下であるとき	こえ750万円以下	え1,000万円以下
軽減又は免除の割合			
1 10分の5以上のとき	全部	2分の1	4分の1
_____とき			

\_\_\_\_\_ 当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該被害を受けた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の町民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について、同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

被害の区分	合計所得金額	300万円以下	300万円をこえ500万円以下	500万円をこえ750万円以下	750万円をこえ1,000万円以下
		以下	をこえ500万円以下	をこえ750万円以下	をこえ1,000万円以下
軽減率					
1 住家が全壊、流失、埋没、全焼等によりその原形をとどめないとき、又はその主要構造部分に著しい損傷を受け8割以上の価値を減じたと認められるとき		10割	10割	6割	3割



とする。)を被災日以後の納期に係る税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

- 5 第2項及び第3項の「合計所得金額」とは、被災年度の町民税の課税の基礎となる法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。)をいう。

(土地に対する固定資産税の減免)

第3条 災害により農地、宅地又はその他の土地が流失、水没、崩壊その他の被害を受けた場合においては当該農地、宅地又はその他の土地に対して課すべき被災年度(当該被害を受けることとなった日(以下本条において「被災日」という。)の属する年度をいう。)分の固定資産税額のうち被災日以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる割合を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

被災日以後の納期に係る税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

- 5 第1項から第3項までの「合計所得金額」とは、被災年度の町民税の課税の基礎となる法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。)をいう。

(土地に対する固定資産税の減免)

第3条 災害により農地、宅地又はその他の土地が流失、水没、崩壊その他の被害を受けた場合においては当該農地、宅地又はその他の土地に対して課すべき被災年度(当該被害を受けることとなった日(以下本条において「被災日」という。)の属する年度をいう。)分の固定資産税額のうち被災日以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
1 被害面積が当該土地の面積の <u>10分の8以上</u> である場合	全部
2 被害面積が当該土地の面積の <u>10分の6以上10分の8未満</u> である場合	10分の8
3 被害面積が当該土地の面積の <u>10分の4以上10分の6未満</u> である場合	10分の6
4 被害面積が当該土地の面積の <u>10分の2以上10分の4未満</u> である場合	10分の4

(家屋に対する固定資産税の減免)

第4条 災害により家屋が被害を受けた場合においては、当該家屋に対して課すべき被災年度（当該被害を受けることとなつた日（以下本条において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち被災日以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる割合を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
1 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない	全部

被害の区分	軽減率
1 被害面積が当該土地の面積の <u>8割以上</u> である場合	10割
2 被害面積が当該土地の面積の <u>5割以上8割未満</u> である場合	5割
3 被害面積が当該土地の面積の <u>3割以上5割未満</u> である場合	3割

(家屋に対する固定資産税の減免)

第4条 災害により家屋が被害を受けた場合においては、当該家屋に対して課すべき被災年度（当該被害を受けることとなつた日（以下本条において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち被災日以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

被害の区分	軽減率
1 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない	10割

場合又は復旧が不可能な 場合		い場合又は <u>主要構造部分が著しく損傷し、8割以上の価値を減じた</u> と認められる場合	
2 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたと認められる場合	10分の8	2 主要構造部分が <u>相当に損傷し、5割以上8割未満</u> の価値を減じたと認められる場合	5割
3 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたと認められる場合	10分の6	3 主要構造部分等が <u>相当に損傷し、3割以上5割未満</u> の価値を減じたと認められる場合	3割
4 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたと認められる場合	10分の4		